

証券コード 7093  
2022年3月1日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田一丁目21番8号  
アディッシュ株式会社  
代表取締役 江戸 浩樹

## 第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、株主の皆様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などご配慮をお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日(木曜日)午後6時までにご到着 するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年3月25日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号

住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第8期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第8期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類報告の件 決 議 事

### 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.adish.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

## 株主様向けライブ配信・質問方法のご案内

本総会につきましては、株主の皆様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信(中継)を実施いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、こちらをご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けしておりますので、是非ご利用ください。

※ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

### 1. 配信日時

2022年3月25日(金曜日) 午前10時から

### 2. アクセス方法

接続先 : <https://web.sharely.app/login/adish-08>

<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数

① 上記のURLをご確認いただくか、右の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」、「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※ 議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」、「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※ 日本国以外に居住(海外法人を含む)の株主様はご利用できません。

※ ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

※ 当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問合せください。なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできません。あらかじめご了承ください。

【バーチャル株主総会Sharely問い合わせ窓口】

電話番号:03-6416-5286

受付時間:2022年3月25日(金曜日) 午前9時 ~ 株主総会終了時まで - 2 -

3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」にしたがってログインしていただき、動画配信画面の右下にある「質問する」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

【事前質問受付期間】

2022年3月7日(月曜日) ~ 2022年3月18日(金曜日) 午後6時まで

※ 受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※ 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべての質問にお答えできない場合があります。以上

注意事項

- 当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、質疑応答及び決議にご参加いただくことはできません。株主の皆様におかれましては、インターネットによる事前質問、議決権の行使につきましては書面による事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。
- 事前質問フォームから動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主の皆様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
- 当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加の株主の皆様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- オンライン株主総会当日において、株主の皆様側のご視聴環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通話料等は株主の皆様のご負担となります。● 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信は、議長及び当社役員のみ撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

(提供書面)

## 事業報告

(2021年1月1日から

2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により継続的な緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されるなど、社会活動や経済活動が大きく制限される厳しい状況が継続いたしました。2021年9月末に緊急事態宣言が解除されて以降、徐々に復調の兆しがみられる一方で、諸外国における新型コロナウイルス感染症変異株の流行への懸念もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

インターネット業界を取り巻く環境は、経済産業省が公開する『特定サービス産業動態統計調査』によると、インターネット付随サービス業の業務種類別売上高は2021年10月確報値において対前年同月比106.0%となり、今後も堅調に推移することが予測されます。

このような経済状況のもと、当社グループにおきましては、「つながりを常によるこびに (Delight in Every Connection)」をミッションに掲げ、カスタマーサポートサービス「ソーシャルアプリサポート」及び24時間365日体制の投稿モニタリングサービス「インターネットモニタリング」の2つのサービスを軸に、カスタマーリレーション事業を引き続き展開しております。

当社グループでは、環境変化に機動的に対応すべく、効率性や採算性を考慮した社内体制の整備を継続し、新規顧客の獲得及び既存顧客との関係強化に努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症がもたらした新しい生活様式によって動画配信サービスや電子決済サービス等の利用者数が増大しているなか、既存クライアントの成長にあわせた案件の規模拡大に備えるべく、特定分野に特化したグループ会社による拠点の新設及び既存拠点の拡張を行い、売上拡大を目指した取り組みを実施しました。また、スタートアップ企業や新規事業向けにカスタマーサクセス体制構築を支援するサービス「CSブートキャンプ」の提供を開始し、新規案件の獲得につなげることができました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,992,674千円(前期比9.9%増)、営業利益 51,839千

円(前期比592.8%増)となりました。また、雇用調整助成金による助成金収入 16,867千円を計上した結果、経常利益70,603千円(前期比1,313.0%増)、親会社株主に帰

－ 4 －

属する当期純利益48,799千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失4,117千円)となりました。

なお、当社グループはカスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は42,887千円で、その主なもの  
は当社の本社改装12,738千円及び子会社であるアディッシュプラス株式会社の日南BASE設立 17,700千円

であります。

### ③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 100,000千円 借入実行残高 ー

差引額 100,000

12月期)

第6期  
(2019年12月期)

第7期  
(2020年12月期)

第8期  
(当連結会計年度)(2021年

売上高(千円) - 2,501,927 2,723,203 2,992,674

経常利益(千円) - 135,428 4,996 70,603 親会社株主に帰属

する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)

失(△)

1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(千円) - 92,289 △4,117 48,799 (円) - 64.27 △2.45

総資産(千円) - 808,885 1,124,939 1,163,851 純資産(千円) - 280,810 586,121 645,194 1株当たり純資産(円) - 195.56 329.57 359.23

(注)1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数により算出しております。

2. 当社は、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。1株当たりの指標につきましては、第6期(2019年12月期)の期首に当該分割が行われたと仮定して記載しております。
3. 当社グループは、第7期より会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第6期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しておりますが、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。また、当社グループは第6期より連結財務諸表を作成しておりますので、第5期の状況は記載しておりません。

- 7 -  
期)

② 当社の財産及び損益  
の状況

(2019年12月期)

区分 第5期(2018年12月 第6期

第7期



(2020年12月期)

(当事業年度)  
(2021年12月期)

第 8 期

売上高(千円) 2,087,292 2,402,290 2,594,447 2,767,558

当期純利益又は当期純

損失(△)(千円) 81,927 83,849 △48,063 37,547 1株当たり当期純利益

又は1株当たり当期純損失(△) (円) 57.34 58.40 △28.59 21.00

総資産(千円) 666,458 831,495 1,097,340 1,075,921 純資産(千円) 233,361 317,211 578,448 625,216 1株

当たり純資産(円) 162.52 220.91 325.26 348.11

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数により算出しております。

2. 当社は、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。1株当たりの指標につきましては、第5期(2018年12月期)の期首に当該分割が行われたと仮定して記載しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名 資本金 当社の議決権比率 主要な事業内容 アディッシュプラス株式会社 27,500千円 100.0%

カスタマーリレーション事業

adishInternational

Corporation 35,200 100.0 カスタマーリレーション事業

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、既存事業の収益基盤の強化と新規事業による新たな収益基盤の創出に取り組んでおります。そのうえで当社が成長を成し遂げていくために、対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

#### ① 市場環境の変化に対応した価値提供

インターネット上では次々と新しいサービスが提供されており、新たな価値を生み出しているスタートアップ企業の成長を支援することが、当社の成長において重要であると考えております。そのため、

## ② 人材の獲得

当社の持続的な成長には、当社の企業理念に共感し、高い意欲を持った人材の確保、並びにその育成が重要であると認識しております。そのため、社員の紹介による採用の促進や採用PR活動を通して当社の認知を高めるとともに、社員がそれぞれのキャリアを構築できるようになるべく、タレントマネジメントに取り組んでまいります。また、当社では、各サービスを提供していくうえで、多数のオペレータースタッフを雇用しておりますが、労働人口の減少に伴い人材獲得における競争が激化しております。更なるニューノーマル時代を見据え、様々な人材が多様な働き方を選択できる環境整備とともに、採用活動の高度化を一層強化してまいります。

## ③ 新規サービス開発、M&A等による新たな収益基盤の創出

当社は、これまでに既存のビジネス領域から派生した再考アラートサービス「matte」、SNS炎上対策サービス「Pazu」を開発してまいりました。今後も新規開発に取り組み、新たな収益源を確立していくことが、持続的な成長と中期的な企業価値向上に不可欠であると考えております。当社グループにおいては、社会的問題の解決と当社グループの成長を両立すべく、SDGsやソーシャルグッドに関する様々な社会テーマに沿った新規サービスの開発に取り組んでまいります。また、新規サービスの開発において、ビジネスパートナーの開拓やM&A等も積極的に推進してまいります。

## ④ 技術の革新

当社は、人の目による精度の高いサービス提供を中心に行ってまいりましたが、昨今のAI(※1)やRPA(※2)等による自動化が広がりつつあり、これらを活用した業務プロセスの効率化が求められております。当社はそのための技術研究開発を行っており、継続して推進してまいります。

## ⑤ 内部管理体制の強化

当社は、今後もサービス開発を行っていくことで事業の拡大を見込んでおりますが、事業の拡大及び継続的な成長を実現していくためには、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要であります。内部統制及び管理部門を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

## ⑥ 財務体質の強化

当社は、安定した財務基盤のもと、手許資金の充実を図ることで財務健全性を確保し、成長への計画

的な投資及び機動的な投資等に対応できる体制を整えるとともに、原価及び販管費のコントロール等によるフリーキャッシュ・フローの確保に取り組む、財務体質の強化に努めてまいります。

(※1)「AI」とは、Artificial Intelligenceの略で人工知能を指し、人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したものです。

(※2)「RPA」とは、Robotic Process Automationの略で、ロボット等によるホワイトカラー業務の効率化・自動化の取り組みを表す技術であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

当社は、ソーシャルメディア(※1)やコミュニケーションサービス(※2)等を介して、人と人がつながるからこそ起

きる課題を解決し、利用者にとって心地よい“居場所”をつくることを目的とした「カスタマーリレーション事業」を提供しております。当社は、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社が提供するサービスは以下のとおりであります。

① ソーシャルアプリサポート

利用者からのお問合せを、顧客企業に代わって対応するカスタマーサポートサービスであります。

② インターネットモニタリング

利用者の行う投稿を24時間365日体制でモニタリングし、不適切なものが発見された場合に、注意、報告、警告、非表示化等の対応を行うサービスであります。

③ スクールガーディアン

学校生活上の課題となり得るネットいじめの可能性のある書き込みや、インターネットでの個人情報流出をモニタリングして生徒指導に活かしていくコンサルティングサービスであります。

④ フロントサポート

企業がソーシャルメディアを活用して利用者に能動的に働きかけることで、利用者とのつながりを維持向上させ、ファンコミュニティ(※3)を形成していくためのサービスであります。

(※1)「ソーシャルメディア」とは、インターネット上で不特定多数の人が双方向でコミュニケーションをとることで、情報共有及び情報の拡散が発生するメディアのことです。

(※2)「コミュニケーションサービス」とは、インターネット上で利用者が投稿する文章、画像映像、音声等の様々なコンテンツを通してコミュニケーションをとることができるサービスのことであります。(※3)「ファンコミュニティ」とは、特定のサービスや製品等に対して熱狂的な愛好者が形成するコミュニケーションネットワークの総称と定義しております。

(6) 主要な事業所(2021年12月31日現在)

① 当社

本 社 東京都品川区

運 用 セ ン タ ー 仙台センター(宮城県仙台市若林区)、福岡センター(福岡県福岡市中央区)、札幌センター(北海道札幌市中央区)

## ② 子会社

アディッシュプラス

株 式 会 社 本社(沖縄県那覇市)、日南BASE(宮崎県日南市)

adish International

Corporation 本社(フィリピン共和国マカティ市)

(注)2021年10月1日に新規運用センターとして、日南BASEの稼働を開始いたしました。

## (7) 使用人の状況(2021年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分 使 用 人 数 前連結会計年度末比増減 カスタマーリレーション事業 315 (415)名 24名増 (36  
名減) 全 社 ( 共 通 ) 44 (11) 20名増 (8名増)

合 計 359 (426) 44名増 (28名減)

(注)1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループ への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、当社グループの管理部門、開発部門などに所属しているものであります。また、前連結会計年度末と比べ従業員数が20名、期中平均臨時雇用者数が8 名増加しておりますが、その主な理由は、組織変更に伴う管理機能の増強と障害者雇用を推進したためであります。

3. 当連結会計年度中において、従業員数が44名増加し、期中平均臨時雇用者数が28名減少しております。これは主として人員体制強化による採用や臨時雇用者の正規雇用転換によるものであります。4. 当社グループは、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数前事業年度末比増減平均年齢平均勤続年数 221(348)名 32名増(44名減) 33.8歳 4.3

年

(注)1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当期中において、従業員数が32名増加し、期中平均臨時雇用者数が44名減少しております。これは主として人員体制強化に伴う採用や臨時雇用者の正規雇用転換によるものであります。3. 当社は、カスタマーリレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (8) 主要な借入先の状況(2021年12月31日現在)

借入先借入額株式会社みずほ銀行31,682千円株式会社三井住友銀行24,682千円  
株式会社商工組合中央金庫8,000千円株式会社りそな銀行1,350千円

(注)1. 当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入限度額100,000千円の当座貸越契約を株式会社三井住友銀行と締結しております。

2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況(2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 5,743,600株
- ② 発行済株式の総数 1,796,160株
- ③ 株主数 1,595名
- ④ 大株主

株主名持株数持株比率株式会社ガイアックス 581,300株 32.37% 江戸浩樹 194,300 10.82 株式会社コロプラ 125,800 7.00 株式会社モバイルファクトリー 38,700 2.15 株式会社セレス 38,700 2.15 株式会社SBI証券 36,605 2.04 フリービットインベストメント株式会社 28,400 1.58 楽天証券株式会社 28,400 1.58 株式会社ヴァル研究所 22,500 1.25 池谷昌大 17,300 0.96

(注)1. 持株比率は自己株式(129株)を控除して計算しております。

2. 2021年1月1日から2021年12月31日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が17,660株増加しております。

— 14 —

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

### 第2回新株予約権

発行決議日 2018年11月29日

新株予約権の数 916個 (注1)

新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 9,160株 (新株予約権1個につき10株)

新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに払い込みは要しない

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり10,000円(1株当たり1,000円)

権利行使期間 2020年12月1日～2027年6月18日

行使の条件(注2) 新株予約権の数 240個

役員の保有状況 取締役(社外取締役を除く)	社外取締役監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	目的となる株式数 2,400 株 保有者数 2名(注3)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注)1. 当社は、2019年12月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整して記載しております。2. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

－ 15 －

- c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。



(3) 会社役員の様況

① 取締役及び監査役の様況(2021年12月31日現在)

会社における地位 氏名 担当 及び 重要な兼職の様況 アディッシュプラス株式会社 取締役  
代表取締役 江戸 浩樹 団法人全国SNSカウンセリング協議会 理事  
adish International Corporation 取締役会長 一般財

取締役松田光希 経営企画本部

取締役杉之原 明 子 特定非営利活動法人みんなのコード COO スローガン株式会社 社外  
取締役

取締役澤 博史 取締役高橋 理人

エステートテクノロジーズ株式会社 代表取締役

株式会社マッシュプラス 代表取締役 株  
式会社HBIP 代表取締役  
株式会社LIFULL 社外取締役  
Unipos株式会社 社外取締役

株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役  
データセクション株式会社 最高顧問

常勤監査役秋場 修一

監査役飯塚 隆 飯塚隆公認会計士事務所

監査役馬淵泰至 みなと青山法律事務所

(注)1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- a. 2021年3月26日開催の第7期定時株主総会終結のときをもって、取締役池谷昌大氏、石川琢磨氏、吉川敏広氏及び谷井 等氏は任期満了による退任をいたしました。
- b. 2021年3月26日開催の第7期定時株主総会において、高橋理人氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役澤 博史氏及び高橋理人氏は、社外取締役であります。
3. 監査役飯塚 隆氏及び馬淵泰至氏は、社外監査役であります。
4. 監査役飯塚 隆氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役馬淵泰至氏は、弁護士及び税理士の資格を有しており、法務、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役澤 博史氏及び高橋理人氏並びに社外監査役飯塚 隆氏及び馬淵泰至氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

－ 17 －

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役澤 博史氏及び高橋理人氏、監査役飯塚 隆氏及び馬淵泰至氏との間で、会社法第 430条の第2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失の場合には補償の対象としないこととしております。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

#### 1. 基本方針

役員の報酬等については、企業価値の継続的な向上を目指し、業績の指標等を総合的に勘案して、報酬の金額を決定することを方針としております。

#### 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、取締役会において、各取締役の職位、職務内容、責任、業績、貢献度等を総合的に勘案して、審議のうえ、報酬額を決定しております。監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

3. 金銭報酬及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 当社取締役の報酬は月例の固定報酬のみであります。今後の当社の事業拡大及び成長を鑑み、業績連動報酬及び非金銭的報酬の導入を検討いたします。

#### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受け、これを決定する権限を有するものとしております。代表取締役は取締役会からの委任

— 18 —

を受け、決定方針に基づき決定しております。

#### 5. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年11月10日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)であります。監

査役の報酬限度額は、2019年4月26日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)であります。

#### 6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2021年3月26日開催の臨時取締役会において代表取締役 江戸浩樹氏に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨を決議し、代表取締役において決定を行っております。これらの決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況及び各取締役の業務執行状況等を最も熟知し、総合的に役員報酬額の決定方針に沿うものであると判断したためであります。

なお取締役会は、決定権限の委任にあたり、管理本部管掌執行役員が当該決定に係る個人別の報酬に関して、社内基準に基づいていることを確認していることから決定方針に沿ったものであると判断しております。

#### 7. 監査役報酬の決定方針について

監査役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しており、独立性の確保の観点から、業績連動は行わず固定の月額報酬のみを支給しております。

### b. 当事業年度に係る報酬等の総額等

#### 区分員数報酬等の額

取締役(うち社外取締役)	9名(3)	8,400 (3,600)
監査役(うち社外監査役)	(2)	44,445 (10,500)
合計(うち社外役員)	(5)	36,045千円(6,900)

(注)1. 上記表には、2021年3月26日開催の第7期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役4名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。 — 19 —

### ⑤ 役員等賠償責任保険の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は全額会社負担としております。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等の関係

- ・取締役澤 博史氏は、エステートテクノロジーズ株式会社代表取締役、株式会社ROBOT PAYMENT社外取締役、データセクション株式会社最高顧問であります。当社と各兼業先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役高橋理人氏は、株式会社マッシュプラス代表取締役、株式会社HBIP代表取締役、株式会社LIFULL社外取締役、Unipos株式会社社外取締役であります。当社と各兼業先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役飯塚 隆氏は、飯塚隆公認会計士事務所を開業しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役馬淵泰至氏は、みなと青山法律事務所を開業しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

－ 20 －

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

#### 出席状況及び発言状況及び期待される役割の概要

当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。主にAIやビッグデータを活用した経営に関する豊富な知識と経験から、取締

取締役 澤 博史

就任後に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。主に経営に関する豊富な経験及びデータを活用した新規サービスの開発についての知見から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に新規サービスの開発において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役 高橋 理人

当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的知見から、必要に応じ、当社の決算内容についての意見を述べております。

監査役 飯塚 隆 監査役 馬淵 泰至

当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的知見から、必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての意見を述べております。

役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

## ② 報酬等の額

### 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 27,000千円 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 27,000

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査報酬は、規模・特性・監査日数等を換算したうえで決定しております。監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、妥当性を検証したうえで、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

## ③その他重要な報酬の内容

当社の連結子会社であるadish International Corporationは、EY新日本有限責任監査法人が所属する国際ネットワーク組織であるErnst & YoungのメンバーファームであるSyCip Gorres Velayo & Companyに対して、監査証明業務に基づく費用として720千円を支払っております。

## ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社都合のほか、当社監査役会は、当該監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込がないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた際は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備についての取締役会決議の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
イ. 当社は、当社が掲げる「ミッション」、「スタンダード」、当社の「倫理規程」等のコンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。  
ロ. 取締役・使用人の中からコンプライアンス統括責任者を選任し、当社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。  
ハ. 内部監査室は、管理本部と連携しコンプライアンスの状況を定期的に監査する。その監査結果については、代表取締役に報告する。  
ニ. 当社内における法令遵守上疑義がある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録を含む)については、「文書管理規程」に従い保存・管理し、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保する。ロ. 「文書管理規程」には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
イ. リスクの未然防止、極小化のために、「リスク管理規程」に基づきコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社のリスクを網羅的、総括的に管理する。  
ロ. 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
イ. 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等により、当社グループの取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を定め、職務執行の効率性を確保する。  
ロ. 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は適宜改訂する。  
ハ. その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。ニ. 取締役会、経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
イ.



#### 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、これに沿って子会社の取締役等の職務の執行状況を含め重要事項を子会社は当社へ報告する体制を構築する。また、取締役及び従業員等は、報告に基づき、監査役が子会社の調査等を行うことに協力する。

#### ロ. 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

当社は、子会社のリスク管理を統括する規程及び担当部門を定め、子会社の損失の危険を管理する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、「関係会社管理規程」に基づいた、子会社からの報告、決裁申請等に対し、適切な判断と指示を行い、必要に応じて子会社の取締役を派遣し、また、各子会社の管理担当部門を定め、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制を構築する。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、子会社における法令遵守を推進する規程及び担当部門を定め、子会社における法令遵守を確保する体制を構築する。

#### ホ. その他の体制

当社は、連結決算を管理する規程及び担当部門を定め、必要に応じて子会社と連携し、連結決算を管理する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役が監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議する。

ロ. 補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、また、その人事評価は監査役が行う。ハ. 監査役から監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 イ. 当社の取締役又は使用人は、監査役から報告を求められた場合は直ちに書面(やむを得ない場合に限り口頭)で報告する。

ロ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。

ハ. 内部監査の実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査の実施にあたり、監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
  - ロ. 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
  - ハ. 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
  - ニ. 監査役は、取締役会、事業運営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めることができる。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制を整備する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を整備する。
  - ロ. 前号の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備
- イ. 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「反社会的勢力への対応に関する規程」において「反社会的勢力との一切の関係を排除する」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底する。
  - ロ. 反社会的勢力排除に向け、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス及びリスク管理

当社は、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき、リスク発生の防止及び会社損失の最小化に努めております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスクマネジメントに関する審議を行い、必

要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家と連携を取れる体制を構築するとともに、内部監査室及び監査役による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

## ② 内部監査

当社は、「内部監査規程」に基づき、内部監査室による内部監査を実施することによって、当社における会社業務の全般にわたる管理・運営の制度、及び業務遂行状況を適法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく改善措置、改善計画等の遂行状況の報告を受けております。

## ③ 監査役監査

当社は、常勤監査役1名、社外監査役2名により、監査役監査を実施しております。社外監査役の馬 淵泰至は弁護士及び税理士、社外監査役の飯塚隆は公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。また、監査役会において決定した監査方針、監査役監査計画等に基づき、取締役会に出席するほか、取締役の職務及び各業務執行部門へ執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧等を行うことにより、適切な監査を行っております。

## ④ 相互連携

監査役は、内部監査室長及び会計監査人と年4回の頻度で三者連絡会を開催し、情報共有を行うことで相互連携を図っております。また、常勤監査役と内部監査室は、月1回の頻度で連絡会を実施し、それぞれの監査状況の内容及び課題を共有し、相互連携を図っております。

－ 26 －

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位:千円)

科目金額科目金額

(資産の部)流動資産現金	13,811,559	等	50,704	前受金	33,030	預り金	
及び預金売掛金仕掛品貯蔵	30,307,11,646	△	451			その他	698
品前払費用その他貸倒引当	164,209,73,668	54,917	18,750	393		固定負債	35,312
金固定資産有形固定資産建	393					長期借入金	
物附属設備工具、器具及び備	90,147,85,736	4,400				退職給付に係る負債	33,380
品無形固定資産ソフトウェア	10					負債合計	518,656
投資その他の資産差入保証	(負債の部)					(純資産の部)	
金繰延税金資産その他	流動負債	483,344	買掛金	53,888		株主資本	646,391
	1年以内返済予定の長期借入金	32,334	未			資本金	54,047
	払金	39,620	未払費用	238,015		資本剰余金	449,782
	払法人税等	11,736	未払消費税			利益剰余金	142,921
999,642	634,184	309,583				自己株式	△359
						その他の包括利益累計額	△1,196
資産合計	1,163,851	負債純資産合計	1,163,851	(注)	金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。	替換算調整勘定	△1,196
						純資産合計	645,194

－ 27 －

## 連結損益計算書

(2021年1月1日から

2021年12月31日まで)

(単位:千円)

科目金額	売上高	2,992,674	売上原価	1,897,063	売上総利益	1,095,610	販売費及び一般管理費	1,043,771	営業利益	51,839	営業外収益	
	受取利息	48										
	受取賃貸料	8,546										
	助成金収入	16,867										
	雑収入	2,461	27,923	営業外費用								
	支払利息	1,120										
	為替差損	938										
	株式交付費	14										
	賃貸費用	6,616										
	その他	470	9,159	経常利益	70,603	特別損失						
	固定資産除却損	506	506	税金等調整前当期純利益	70,096	法人税、住民税及び事業税						

19,227

法人税等調整額 2,069 21,296 当期純利益 48,799 親会社株主に帰属する当期純利益 48,799

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

－ 28 －

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から

2021年12月31日まで)

(単位:千円)

### 株主資本

資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	当連結会計年度期首残高					
234,793	259,741	94,122	△286	588,370	当連結会計年度変動額					
新株の発行	4,647	4,647	9,294	親会社株主に帰属する						
当期純利益	48,799	48,799	自己株式の取得	△73	△73	減資	△185,393	185,393	－	株主資本以外の項目の当連結
会計年度変動額(純額)	－	当連結会計年度変動額合計	△180,746	190,040	48,799	△73	58,020	当連結会計年度末残高		
54,047	449,782	142,921	△359	646,391						

### その他の包括利益累計額

#### 純資産合計

為替換算調整勘定 その他の包括利益  
累計額合計

当連結会計年度期首残高 △2,249 △2,249 586,121

当連結会計年度変動額

新株の発行	9,294
親会社株主に帰属する	
当期純利益	48,799
自己株式の取得	△73
減資	－
株主資本以外の項目の当連結	

会計年度変動額(純額) 1,053 1,053 1,053  
当連結会計年度変動額合計 1,053 1,053 59,073  
当連結会計年度末残高 △1,196 △1,196 645,194

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 アディッシュプラス株式会社  
adish International Corporation

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- ・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～15年

機械装置及び運搬具 3年～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

－ 30 －

ロ. 退職給付に係る負債 在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの内容に関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,400千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する事項

(見積りの算出方法)

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しております。

(見積りの算出に用いた主要な仮定)

将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、販売戦略を考慮した将来の部門別の売上予測や営業利益率などの仮定を使用しております。

(翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響)

課税所得の発生時期及び金額は、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況に加え、他の将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年

度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りの内容に関する注記を記載しております。

－ 31 －

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 58,043千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 100,000千円

借入実行残高 ー

差引額 100,000

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,796,160株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 118,680株

#### 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預貯金等に限定しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが1か月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。③ 金融商品に係



## るリスク管理体制

### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念債権の早期把握等により、損害防止と取引の安全性向上に努めております。

### ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

## － 32 －

適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、相当額の手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

### 連結貸借対照表計上額 時価 差額

(1) 現金及び預金 634,184千円 634,184千円 - 千円 (2) 売掛金 309,583 309,583 - 資産計 943,768  
943,768 - (1) 買掛金 53,888 53,888 - (2) 未払金 39,620 39,620 - (3) 未払法人税等 11,736 11,736 -  
(4) 未払消費税等 50,704 50,704 - (5) 長期借入金(※) 65,714 65,704 △9 負債計 221,662 221,653  
△9

(※)長期借入金には、1年内の返済予定分を含んでおります。

### (注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

##### (1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

##### (1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利による借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条

－ 33 －

件となっているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっておりませ

(注2)差入保証金(連結貸借対照表計上額85,736千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とされるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内		10年以内	10年超
		5年超			
現金及び預金	634,184	—	—	売掛金	309,583
				—	—
				合計	943,768
				—	—

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内 3年超	4年以内 4年超	5年以内	5年超
長期借入金	15,984	15,984	1,412	—	—

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 359円23銭

1株当たり当期純利益 27円30銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位:千円)

科目金額	科目金額	
(資産の部)流動資産現金	13,547 559	等 44,035 前受金 31,731 その他
及び預金売掛金仕掛品貯蔵	24,723 15,462 △460	20,635
品前払費用その他貸倒引当	226,436 48,562 35,159 13,402 393	固定負債 33,380 長期借入金
金固定資産有形固定資産建	393	33,380 負債合計 450,704 (純
物附属設備工具、器具及び備	177,481 63,424 10	資産の部)
品無形固定資産ソフトウェア	30,000 80,472	株主資本 625,216 資本金 54,047
投資その他の資産関係会社	3,601	資本剰余金 449,782
株式出資金関係会社長期貸	△27	資本準備金 264,388 その他資
付金差入保証金	(負債の部)	本剰余金 185,393 利益剰余金
繰延税金資産貸倒引当金	流動負債 417,324 買掛金 47,945	121,747 その他利益剰余金
	1年内返済予定の長期借入金 32,334 未	121,747 繰越利益剰余金
	払金 28,289 未払費用 201,615 未	121,747 自己株式 △359
849,484 512,009 283,642	払法人税等 10,737 未払消費税	純資産合計 625,216

資産合計 1,075,921 負債純資産合計 1,075,921 (注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位:千円)

科目金額売上高 2,767,558 売上原価 1,821,404 売上総利益 946,154 販売費及び一般管理費 935,164 営業利益 10,989 営業外収益

受取利息 304

経営指導料 26,880

受取賃貸料 8,546

助成金収入 15,427

その他 2,106 53,264 営業外費用

支払利息 1,120

株式交付費 14

賃貸費用 6,616

その他 740 8,491 経常利益 55,763 特別損失

固定資産除却損 506 506 税引前当期純利益 55,257 法人税、住民税及び事業税 15,687  
法人税等調整額 2,022 17,709 当期純利益 37,547 (注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

— 36 —

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から

2021年12月31日まで)

(単位:千円)

株主資本 資本剰余金 利益剰余金

自己株式 株主資本  
純資産

その他利益

資本	金	合計	剰余金	利益剰余金
資本準備金	その他資本	合計	資本剰余金	
剰余金	繰越利益	合計	剰余金	
合計				

当期首残高 234,793 259,741 - 259,741 84,199 84,199 △286 578,448 578,448 当期変動額

新株の発行 4,647 4,647 4,647 9,294 9,294 当期純利益 37,547 37,547 37,547 37,547 自己株式の取得 △73 △73 △73

減資 △185,393 185,393 185,393 - -

株主資本以外の項目の

当期変動額(純額) - - 当期変動額合計 △180,746 4,647 185,393 190,040 37,547 37,547 △73 46,768 46,768 当期末残高 54,047 264,388 185,393 449,782 121,747 121,747 △359 625,216 625,216 (注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

- 37 -

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法

② たな卸資産

・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	6年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの内容に関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,601千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する事項

連結注記表「2. 会計上の見積りの内容に関する注記」に記載した内容と同一であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りの内容に関する注記を記載しております。

— 38 —

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 32,576千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 100,000千円

借入実行残高 —

差引額 100,000

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 10,035千円

長期金銭債権 30,000千円

短期金銭債務 32,301千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 一般管理費に含まれる研究開発費 営業取引による取引高

48,669千円

(2) 関係会社との取引高

売上高 26,108千円 売上原価 352,711千円 販売費及び一般管理費 14,217千円 営業取引  
以外の取引高 27,179千円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 129株 — 39 —

#### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産一括償却 1,537千円

未払事業所税 1,531千円

関係会社株式評価損 17,076千円

資産除去債務 3,090千円

未払法定福利費 1,286千円

その他 378千円

繰延税金資産小計 24,900千円  
 評価性引当額 △20,166千円  
 繰延税金資産合計 4,734千円  
 繰延税金負債  
     未収還付事業税 1,133千円  
 繰延税金負債合計 1,133千円  
 繰延税金資産の純額 3,601千円

(注)前事業年度と比べ、評価性引当額が2,983千円増加しております。この増加の主な要因は、関係会社株式 評価損の将来減算一時差異に係る評価性引当額の増加であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類 会社等の名称 議決権等の所有	関連当事者との関係 取引内容	
	(被所有)割合	取引金額
管理部支援		(千円) 科目 期末残高 (千円)



		業務 14,640 未収入金 2,708 利息 の受取		
	アディッシュブ 所有	(注1) 299 関係会社長	期貸付金 30,000	
	資金の援助			
子会社	役員の兼任 カスタマーリレーション サービス運用業務の委託 託 管理部、セ	271,689 買掛金 23,650	Corporation 所有	援 12,240 未収入金 1,938
ラス株式会社直接 100.0%			直接100.0% 役員の兼任 キュリティ、内部統制、 マーケティング業務支	
		a d i s h International		

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. アディッシュプラス株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方法

当社と関連を有しない会社との取引と同様に、一般取引条件を参考に協議のうえ決定しております。3. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 348円11銭
- (2) 1株当たり当期純利益 21円00銭

#### 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

アディッシュ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 高橋幸毅 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 佐藤武男 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アディッシュ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アディッシュ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害

関係はない。

以 上

－ 43 －

## 計算書類に係る会計監査報告

### EY新日本有限責任監査法人

アディッシュ株式会社

取締役会 御中

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

東 京 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 高橋幸毅 ⑩

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 佐藤武男 ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アディッシュ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### － 44 －

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に 対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集 計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応し た監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基 礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リ スク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められる かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計 算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でな い場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告 書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなく なる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 し ているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書 類等が 基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別 した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事 項につ いて報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵 守し たこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は 軽減する ためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。以

上

－ 45 －

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監

査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計 算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業 会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

－ 46 －

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められ ません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制シ ステムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認め られません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

アディッシュ株式会社 監査役会

常勤監査役秋場 修 ㊟

社外監査役飯塚 隆 ㊟

社外監査役馬淵泰至 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更したいと存じます。

#### 1. 提案の理由

##### ① 事業目的の追加

当社の事業内容の多様化及び今後の事業発展に備えるため、現行定款第2条(目的)の事業目的を追加するものであります。

##### ② 株主総会参考書類等の電子提供措置の新設

「会社法の一部を改訂する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定により、株主総会参考書類等の電子提供制度が創設され、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられました。これに伴い、必要な変更を行うものであります。

#### 2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

#### 現行定款 変更案

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1 ~ 7 (条文省略)

(新設)

8 ~ 9 (条文省略)



(目的)  
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  
1 ～ 7 (現行どおり)

8 職業安定法に基づく有料職業紹介事業 9  
～ 10 (現行どおり)

— 48 —

現行定款 変更案

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)  
(削除)

会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第17条 当

現行定款 変更案

(新設) (株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)

第46条 変更前定款第17条の規定の削除及び変更後定款第17条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、または施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもって

これを削除する。

— 50 —

### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 氏名 当社における地位

1<sub>え</sub>

江

と  
戸

樹 代表取締役

2<sub>いし</sub>

ひろ  
浩  
き

石<sub>かわ</sub>

川<sub>たく</sub>

琢<sub>ま</sub>

磨 執行役員

3<sub>すぎ</sub>

杉

4<sub>さわ</sub>

澤

5<sub>たか</sub> 高

の  
之  
原  
はら

はし  
橋  
あき  
明

ひろ  
博

まさ  
こ  
子  
取締役

ふみ

史  
取締役  
外 独 立

社 人 取締役 社  
外 独 立

と

再任取締役候補者

新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員 一

候補者番号

1  
え

戸ひろ

の株式数..... 194,300株

樹 (1982年1月18日生) 所有する当社

江ど

浩き

取締役会出席状況..... 14/14回

在任年数..... 7年6か月

[略歴、当社における地位及び担当] 2004年 4 月 (株)ガ 2017年 8 月 adish International Corporation 取締役会長就任  
イアクセス入社 (現任)  
2014年 10月 当社設立 代表取締役就任(現任) 2017年 8 月 ア 2018年 5 月 (一財)全国SNSカウンセリング協議会 理事就任(現  
ディッシュプラス(株) 取締役就任(現任) 任)

[重要な兼職の状況]

アディッシュプラス株式会社 取締役、adish International Corporation 取締役会長  
一般財団法人全国SNSカウンセリング協議会 理事

取締役候補者とした理由

江戸浩樹氏は、当社の創業者であり、国内外において事業全般に関する幅広い知見を有しており、経営体質の強化や事業のグローバル化を推進し、当社グループの成長を牽引してまいりました。これらの知識と経験を活かし今後もグループ全体の経営の監督を行い、企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2<sub>いし</sub>

石<sub>かわ</sub>

川<sub>たく</sub>

磨 (1972年11月22日生) 所有する当社の株式数.....  
17,200株

琢<sub>ま</sub>

[略歴、当社における地位及び担当] 2012年7月 (株)ガイ

アックス入社

2014年10月 当社入社 取締役就任 カスタマ

ーソリューション事業部事業部長

2015年4月 アディッシュプラス(株) 代表取締役 就任(現任)

[重要な兼職の状況]

アディッシュプラス株式会社 代表取締役

取締役候補者とした理由

在任年数..... 一年 取締役会出席状況..... 4/4回

2021年3月 当社 執行役員サービスデリバリー事業部及びイ  
ネーブルメント事

業部管掌

2022年1月 当社 執行役員(現任)

石川琢磨氏は、当社設立時より、カスタマーサポートソリューション事業部、アディッシュプラス株式会社代表取締役を務め、営業分野に関する幅広い知見を有し、グループ全体の経営に関する総合的な判断力を備えております。

これらの知識と経験を活かし今後もグループ全体の経営の監督を行い、企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

— 52 —

候補者番号

3<sub>すぎ</sub>

之<sub>はら</sub>

社の株式数..... 17,200株

子 (1986年11月20日生) 所有する当

杉の

原<sup>あき</sup>明<sup>こ</sup>

在任年数..... 7年6か月

取締役会出席状況..... 14/14回

[重要な兼職の状況]

[略歴、当社における地位及び担当] 2010年 4月 (株)ガ

イアクセス入社

2021年4月 特定非営利活動法人みんなのコード COO(現任)

2014年 10月 当社入社 取締役就任 管理本部長

2021年5月 スローガン株式会社 社外取締役(現任)

2020年 3月 当社 取締役組織戦略管掌

2021年 1月 当社 取締役(現任)

特定非営利活動法人みんなのコード COO、スローガン株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

杉之原明子氏は、当社設立時より管理本部長を務め、管理体制の強化やジェンダーギャップの解消に向けた活動に取り組み、経営におけるダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン(DE&I)を推進し、当社グループの成長を牽引してまいりました。

これらの知識と経験を活かし今後もグループ全体の経営の監督を行い、企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4<sup>さわ</sup>

取締役会出席状況..... 14/14回

澤<sup>ひろ</sup>

博<sup>ふみ</sup>

史 (1969年1月28日生) 所有する当社の株式数..... 一株 [略歴、当社における地位及び担当]

在任年数..... 2年

社外独立

任 2018年 10月 (株)プログレス(現TOKYO BIG 代表取締役就任(現任)

HOUSE(株) 社外取締役就任(現任)

2019年 10月 (株)ROBOT PAYMENT 社

2013年 4月 ソリッドインテリジェンス(株)

2018年 12月 (株)Macbee Planet 社外取

外取締役(現任)

取締役就任(現任)

締役 就任(現任)

2020年 3月 当社 社外取締役就任(現

2018年 6月 データセクション(株) 会長就任

[重要な兼職の状況]

任) 2020年 6月 データセクション(株) 最

2018年 10月 Tranzax(株) 社外取締役就

2019年 3月 エステートテクノロジーズ(株)

高顧問就 任(現任)

エステートテクノロジーズ株式会社 代表取締役、株式会社ROBOTPAYMENT社外取締役、データセクション株式会社 最高顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

澤 博史氏は、企業経営者として、AIやビッグデータを活用した経営に関する豊富な知識と経験を有しており、引き続き当該知見を活かして、特に経営全般について専門的な観点から当社の業務執行に 対する

監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

－ 53 －

候補者番号

5<sub>たか</sub>

高<sub>はし</sub>

橋<sub>まさ</sub>

人

(1959年4月24日生) 所有する当社の株式数..... 一株

在任年数..... 1年  
取締役会出席状況..... 10/10回

理<sub>と</sub>

[略歴、当社における地位及び担当]

社外独立	入社 2011年 10月 同社 常務執行役員 役(現任) 2013年 6月 ㈱LIFULL 社外取締役就任 2018年 6月 Fringe81 ㈱(現 Unipos ㈱) ) 社外取締役(現任)
1982年 4月 ㈱リクルート(現㈱リクルートホールディングス)入社	(現任) [重要な兼職の状況] 2019年12月 ㈱HBIP 代表取締役(現任)
2007年 9月 楽天㈱(現楽天グループ㈱)	2020年 3月 当社 社外取締役就任(現任)
	2017年 1月 ㈱マッシュプラス 代表取締

株式会社マッシュプラス 代表取締役、株式会社HBIP 代表取締役、株式会社LIFULL 社外取締役、Unipos 株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋理人氏は、企業経営者として経営に関する豊富な知識と豊富な経験及びデータを活用した新規サービスの開発についての豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に新規サービスの開発について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。
3. 澤 博史氏、高橋理人氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社と澤 博史氏、高橋理人氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で上記責任 限定契約を継続する予定であります。
5. 澤 博史氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 高橋理人氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。



7. 当社は、澤 博史氏、高橋理人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定です。
8. 当社は、澤 博史氏、高橋理人氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填する保証契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、両氏との当該契約は継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、

－ 54 －

被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

－ 55 －

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区三田三丁目5番27号  
住友不動産三田ツインビル西館1階

ベルサール三田  
問合せ TEL 03-6869-3777

(株主総会会場)

住友不動産三田ツインビル西館  
1階 ベルサール三田 三田

谷  
通  
り

都営地下鉄  
三田駅A3出口  
日  
比  
聖徳学園  
三田幼稚園

札の辻  
通  
り

三菱UFJ銀行  
森永プラザビル

第一京浜(国道15号)

赤レンガ基調の  
ガラス張りのビル

みずほ

銀行

都営地下鉄  
三田駅A1出口 (三田口)  
田町センタービル

至浜松町

ファミリー  
マート

至品川 札の辻橋  
JR田町駅 (芝浦口)

泉岳寺駅

交通「三田駅」(三田線・浅草線) A1口より 徒歩約6分「泉岳寺駅」(浅草線・京  
浜急行線) A3出口より 徒歩約6分

「田町駅」(JR線) 三田口より 徒歩約7分

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。